指定福祉避難所開設・運営マニュアル

令和６年３月

四国中央市

目　次

第１章　平常時の取組

１　指定福祉避難所の定義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
２　指定福祉避難所の対象者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
３　指定福祉避難所の指定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
４　指定福祉避難所の周知　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
５　指定福祉避難所の施設整備・物資・人材・移送手段の確保及び運営体制・運営訓練　3
６　社会福祉施設、医療機関等との連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第２章　災害時における取組

１　指定福祉避難所の開設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
　　指定福祉避難所の開設の流れ（イメージ図）　・・・・・・・・・・・・・・・ 7
２　指定福祉避難所の運営体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
　　指定福祉避難所と市災害対策本部との連携（イメージ図）　・・・・・・・・・10
３　指定福祉避難所の運営　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
４　指定福祉避難所における要配慮者の支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・12
５　指定福祉避難所の解消　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
６　費用の請求　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

第３章　その他

１　個人情報保護の遵守　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
２　防疫対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

参考資料

様式

指定福祉避難所一覧

第１章　平常時の取り組み

１　指定福祉避難所の定義

指定福祉避難所とは、台風などの風水害や地震、その他の災害が発生した場合、四国中央市（以下「市」という。）が設置する指定一般避難所での共同生活が困難な要配慮者を受け入れるための避難所のことです。

指定福祉避難所は、災害危険区域外に存し、介護や医療相談等を受けるための空間を確保でき、指定福祉避難所としての設置運営の協力が可能となる見込みのある公共施設や民間福祉施設等の中から、市が指定します。民間福祉施設の場合、それを運営する法人ごとに協定（災害時における指定福祉避難所の設置運営等に関する協定書）を締結します。ただし、大規模災害等の緊急時においては、協定のない施設等であっても利用可能であれば、受け入れを要請する場合があります。

２　指定福祉避難所の対象者

指定福祉避難所の対象者は、高齢者、障がい児者、妊産婦、乳幼児、病弱者等の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方々で、介護保険施設や障がい者支援施設もしくは病院等に入所、入院するに至らない程度の、在宅の要配慮者とします。

なお、要配慮者の状態に応じて、介助する家族の方も指定福祉避難所に避難することができます。ただし、収容人数に限りがあるため、介助者は必要最小限度の人数とします。

＜参考＞指定福祉避難所等の対象者区分

状態	区分	対象者	法令等
軽度	指定一般避難所 （災害対策基本法に基づき指定する公共施設等）	一般住民	災害対策基本法、 災害救助法
中度	指定福祉避難所 （災害対策基本法に基づき指定する公共施設または福祉施設等）	介護保険施設、障がい者支援施設、病院に入所・入院するに至らない程度で、指定一般避難所での生活が困難な人	災害対策基本法、 災害救助法
重度	緊急入所等 （特別養護老人ホーム等）	身体状況の悪化により、指定福祉避難所での避難生活が困難な人	介護保険制度
	緊急入所等 （障がい者支援施設）	障がいにより、指定福祉避難所での避難生活が困難な人	障がい者総合支援制度
	入院（医療機関）	医療的な処置や治療が必要な人	健康保険制度

● 障がい者支援施設については、災害等による定員超過利用が認められています。
「愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 48 条
（平成 24 年 10 月 23 日条例第 54 号）

● 介護保険施設については、災害等による短期の定員超過利用が認められています。
「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
（平成 12 年３月８日老企第 40 号厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知第二の１の（３）の⑤）

３　指定福祉避難所の指定

（１）指定要件

● 施設自体の安全性が確保されていること
  ▶ 耐震性が確保されていること［地震］
  ▶ 原則として、土砂災害特別警戒区域外であること［土砂災害］
  ▶ 浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者が避難生活をするための空間を確保できること［水害］
  ▶ 近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと
● 施設内の安全性が確保されていること
  ▶ 原則、バリアフリー化されていること
  ▶ バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、障がい者用トイレやスロープ等の設備の設置、物資・器材の備蓄を図ることを前提とすること
● 要配慮者の避難スペースが確保されていること
  ▶ 要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること

（２）受け入れスペースの確保

受け入れスペースは、要配慮者一人当たり概ね 4.0 ㎡（畳２畳程度）を目安として設定し、避難生活に必要なスペースを確保するものとします。

あわせて、できる限り施設内のバリアフリー化に努め、生活環境を整備します。

（３）福祉スペースの確保

指定一般避難所内に、福祉スペースを確保する場合もあります。

４　指定福祉避難所の周知

高齢者や障がい者等の災害時要配慮者の支援をスムーズに行うため、指定福祉避難所に関する情報を広報誌や市のホームページ等で広く市民に周知します。特に、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対して、周知徹底を図ります。

５　指定福祉避難所の施設整備・物資・人材・移送手段の確保及び運営体制・運営訓練

指定福祉避難所の指定を受けた場合は、災害時における指定福祉避難所の速やかな開設・円滑な運営に向けて、平常時から次の事項について事前対策を講じることとします。

施設整備

- 要配慮者が安心して避難生活ができるよう、スロープ、障がい者用トイレの設置、冷暖房設備など、必要な施設整備を行うよう努めてください。
- 要配慮者への情報伝達のため、ラジオ、テレビ、筆談用の用紙、筆記用具、掲示板等を常備するよう努めてください。
- 市災害対策本部との連絡体制を維持するため、電話、ＦＡＸ、メール、携帯電話、衛星電話等、いくつかの通信手段を確保するよう努めてください。
- 水道、電気、ガスなどのライフラインの停止を想定し、施設の機能維持のため様々な対策を検討してください。

【備蓄器材の例】

ポータブルトイレ、発電機、投光器、燃料（ガソリン・軽油・灯油）、石油ストーブ、ベッド、担架、ラジオ、懐中電灯、電池、パーティション、車いす、歩行器、歩行補助杖、収尿器、酸素ボンベ　等

物資

- 指定福祉避難所運営に必要な生活用品等の物資は、原則、市が必要に応じて調達に努力しますが、災害時の混乱等により調達の遅滞や困難が想定されます。普段から要配慮者に配慮した食糧品や生活必需品の確保に努めてください。

【必要な物資の例】

〇介護用品・衛生用品　等
〇飲料水、要配慮者に適した食糧、毛布、タオル、下着、衣類　等
〇家庭用薬品・薬剤　等

運営体制・人材確保

指定福祉避難所の指定を受けた場合は、指定福祉避難所の管理運営者（施設長等）をあらかじめ設置し、その指揮のもと、職員の参集や役割分担等を定めた指定福祉避難所独自の対応方法を検討してください。

市は、要配慮者の安否確認、移送及び福祉避難所の設置・運営を迅速かつ的確に行うため四国中央市災害対策本部避難所班内に「要配慮者支援チーム」を設置します。

- 市は、職員・関係機関・関係団体の有資格者等（看護師、保健師、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、ヘルパー、民生児童委員、主任児童委員等）から構成される要配慮者支援チーム（避難所班内）を設置し、活動してもらえるよう、関係

団体・事業者等との連携を検討します。

- 要配慮者の避難生活を支援するに当たっては、人材（福祉専門職）の確保が重要となります。市は、県の制度も活用しつつ、人的支援体制の構築に努め、支援の要請先リストを整備するとともに、関係団体との協定の締結を検討するなど、人的支援を得られるよう努めます。また、ボランティアの確保について、災害ボランティアセンターと連携できるように、関係機関と協議・検討します。

  施設も、近隣施設間その他の関係機関と職員の相互派遣に関する協定を検討する等、人員の確保を図ってください。

運営訓練

市及び地域の自主防災組織等が実施する防災訓練において、指定福祉避難所の設置・運営訓練が実施される際には協力に努めます。

- 市は、市職員、自主防災組織、地域住民、要配慮者及びその家族等、幅広い関係者が参加し、要配慮者支援対策に関する訓練及び研修会を実施します。

  また、災害時において、円滑に指定福祉避難所が設置・運営できるよう、要配慮者本人やその家族、支援者、福祉・保健・医療関係者等に対して、要配慮者対策や防災対策、指定福祉避難所の目的やルール等に関する知識の普及啓発に努めます。

移送手段の確保

市は、指定一般避難所から指定福祉避難所への移送、指定福祉避難所間での移送、あるいは緊急入所・入院のための移送に関して、要配慮者の状態に配慮した適切な手段を確保できるよう、福祉車両、救急車両、一般車両等の調達先リストを整備します。

６　社会福祉施設、医療機関等との連携

市は、社会福祉施設を経営する法人等や医療機関と平常時から連携を図り、災害時の緊急入所や医療対応に備えます。

第２章　災害時における取り組み

１　指定福祉避難所の開設

（１） 開設時期

災害発生後、市からの開設要請を受け、受入態勢が整った時になります。

災害発生直後、市は人命救助等の緊急対応を優先します。施設も指定福祉避難所を開設するために入所者及び職員の安全確保など、施設運営の立て直しに取り組んでいただく必要があります。

（２） 開設要請

様式１ 開設要請書　　様式１別紙 要配慮者調書

市は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、指定福祉避難所を開設する必要があると判断した場合は、施設に対し、事前に施設の被災状況や現在の収容可能人数等の確認を行ったうえで、「開設要請書」（様式１）及び「要配慮者調書」（様式１別紙）により、指定福祉避難所の開設を要請します。市は指定福祉避難所を開設する範囲、箇所を、災害の規模、発生場所、施設毎の収容可能人数や今後の気象情報等を勘案して、開設を要請する施設を決定します。

・市災害対策本部において、指定福祉避難所の開設が必要と判断された場合、施設に開設の可否をあらかじめ確認したうえで、開設可能な施設に対し開設要請します。なお、避難指示等が発令されている地域の要配慮者が、個別避難計画等の作成により避難する指定福祉避難所が決まっている場合は、速やかに受け入れを行い、市災害対策本部へ報告してください。
・施設は、設備の被災状況、職員の参集状況等を考慮し、いつから何人受け入れられるかを明確にし、市災害対策本部に報告します。
・指定福祉避難所が開設されたときは、市災害対策本部は、市職員、要配慮者及びその家族、地域住民、支援団体等に速やかにその場所を周知します。
・市災害対策本部が派遣する保健師等が、指定一般避難所の中で避難者の心身状況を確認し、指定福祉避難所の対象者や緊急入所、医療機関緊急受診（入院の可能性も考慮）の対象者を把握し、市災害対策本部に報告します。
・市災害対策本部は、指定一般避難所にいる指定福祉避難所の対象者に、指定福祉避難所へ移動するよう指示します。
・医療対応が必要となった方については、医療機関緊急受診のため移送します。
・心身の状態の悪化により、指定福祉避難所での生活が困難となった方は、福祉施設緊急入所や入院のため移送します。

開設検討の際 施設における 確認事項	▸ 施設、設備の被災状況 ▸ 職員の被災状況、参集状況 ▸ 入所者、通所施設利用者の被災状況 ▸ 建物周辺の状況（土砂崩れ、浸水、道路寸断等） ▸ 電気、ガス、水道、電話、トイレの使用可否 ▸ 受入スペースの確保、受入可能人数の把握

《施設の近隣に居住する要配慮者が直接避難してきた場合》

直接避難してきた要配慮者が、明らかに指定一般避難所での生活が困難であると認められる場合は、市からの開設要請の有無に関わらず指定福祉避難所を開設し受け入れを行うとともに速やかに速やかに市災害対策本部に電話等で連絡します。

なお、ライフライン等の被害により、市との協議が困難な場合でも、上記のような避難者を施設として受入可能であれば受け入れてください。その場合、連絡は可能となり次第連絡してください。

指定福祉避難所開設要請から要配慮者受入開始までのフロー

指定福祉避難所の開設の流れ（イメージ図）

大規模災害発生

避難
家族や地域の支援者と指定緊急避難場所へ避難

指定緊急避難場所

○災害の規模及び内容により指定一般避難所開設後に指定福祉避難所が開設する場合があります。

避難
家族や地域の支援者と指定一般避難所へ避難

指定一般避難所

保健師等の専門職が、指定福祉避難所への移送が必要な対象者を把握・選定

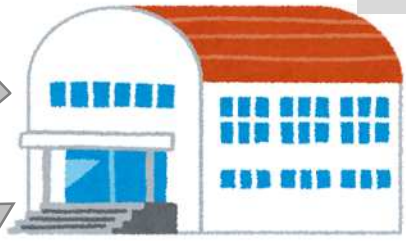

○要配慮者で、介助者により避難生活が継続可能な人は、指定一般避難所内の福祉スペースで対応する場合があります。

移送要請
（名簿要）

緊急入所等
指定福祉避難所での避難生活が困難な人

入院
医療的な処置や治療が必要な人

市災害対策本部

移送
家族や支援者が実施しますが、困難な場合、市や受け入れ施設が実施する場合があります

様式１別紙
要配慮者調書

入所施設等

医療機関

開設承認

状況確認
開設要請
周知
（名簿要）

緊急入所等

状態の変化により、緊急入所等や入院する場合もあります

入院

指定福祉避難所

入所・入院には至らない程度で、専門性の高い介助が必要な人
（指定福祉避難所避難者名簿作成）

（３） 要配慮者の移送

要配慮者の指定一般避難所から指定福祉避難所への移送については、原則として、要配慮者の家族または支援者が行います。

- 家族または、支援者による移送が困難な場合は、市または指定福祉避難所が行うものとします。市は必要に応じて、指定福祉避難所に対して移送の協力を要請する場合がありますので、可能な範囲で協力してください。
- 指定福祉避難所の解消時や要配慮者の退所時は、原則として各自で帰宅していただくことになります。

（４） 開設期間

指定福祉避難所は、応急的に難を避ける施設であるため、開設期間は原則として、災害発生の日から７日以内とします。ただし、災害の状況等により、開設の延長が必要な場合は、市と施設が協議のうえ、期間の延長を行うものとします。

２　指定福祉避難所の運営体制の整備

指定福祉避難所の管理は施設が担い、運営は両者の協力において行います。

（１） 人員配置の方針

指定福祉避難所を開設したときは、市災害対策本部の避難所班の中から指定福祉避難所に市職員を派遣します。当面、交代要員の確保により 24 時間体制で、市災害対策本部との連絡調整等を行い指定福祉避難所運営の協力を行います。ただし、大規模災害発生直後には、市が指定福祉避難所に派遣する職員を確保できない事態もあり得るため、施設職員が電話等にて、市災害対策本部と連携をとって行動することを想定してください。

市と施設は、可能な限り関係機関等との連携により人員確保に努めます。また、要配慮者の健康相談や心のケア等を行うことに努めます。

※指定福祉避難所に派遣された市職員は、指定福祉避難所管理運営者と協力し、以下の役割を担います。

- ▸ 避難した要配慮者の把握・支援（避難者名簿の作成等）
- ▸ 避難者への情報伝達（被害状況、気象情報等）
- ▸ 必要な支援物資の取りまとめ（食糧、生活用品等）
- ▸ ボランティア・専門的人材の受入調整

（２） 人員配置及び運営支援

様式６ 運営状況報告書　様式７ 人材支援依頼票

要配慮者の支援は、基本的に指定福祉避難所の職員及び市から派遣された職員が行い、ボランティア及び専門的人材の派遣が必要な場合は、市災害対策本部で人材派遣の調整を行います。

- 要配慮者を支援する介護員等は、基本的に指定福祉避難所の職員及び市から派遣された職員とし、夜間も配置（24 時間体制）が必要となります。（家族の方も受け入れることで、通常の介助は家族に行っていただくことも検討してください。）
- 職員の交代勤務時には、業務の引継ぎが曖昧にならないよう注意し、後任者が円滑に業務に従事できるようにします。（避難者の状況及び要望事項等を確実に書面にて引継いてください。）
- 指定福祉避難所の運営には、概ね 10 人の要配慮者に１人の介護員等を配置することが望ましいですが、介護員等でなくとも適切な支援が行えるよう努めてください。
- 普段、高齢者・障がい者等を対象とした事業を行っている指定福祉避難所は、施設において有している「専門的な知識」を活かした「避難生活上の支援」を行うよう努めてください。
- ボランティア及び専門的人材（介護員、手話通訳者等）の支援が必要な場合は、不足する職種、人数、活動内容等を取りまとめ、「人材支援依頼票（様式７）」により、市災害対策本部に要請してください。
- 指定福祉避難所の要請を受け、市災害対策本部は、県災害時福祉避難所等人的支援体制や社会福祉協議会が開設する災害ボランティアセンター、自主防災組織、その他の関係者と連携し、人材派遣の調整を行います。指定福祉避難所も、可能な限り、関係機関と連携をとり人員確保に努めてください。
- 指定福祉避難所が、ボランティア等を受け入れた場合、「運営状況報告書（様式６）」により、市災害対策本部へ報告してください。
- 不足する器材（ベッド等）については、施設、市その他関係機関の協力により、調達に努めます。

指定福祉避難所と市災害対策本部との連携（イメージ図）

災害が発生すれば、市は災害対策本部を設置し、「避難所班」が中心となって指定福祉避難所と連携をとって対処します。

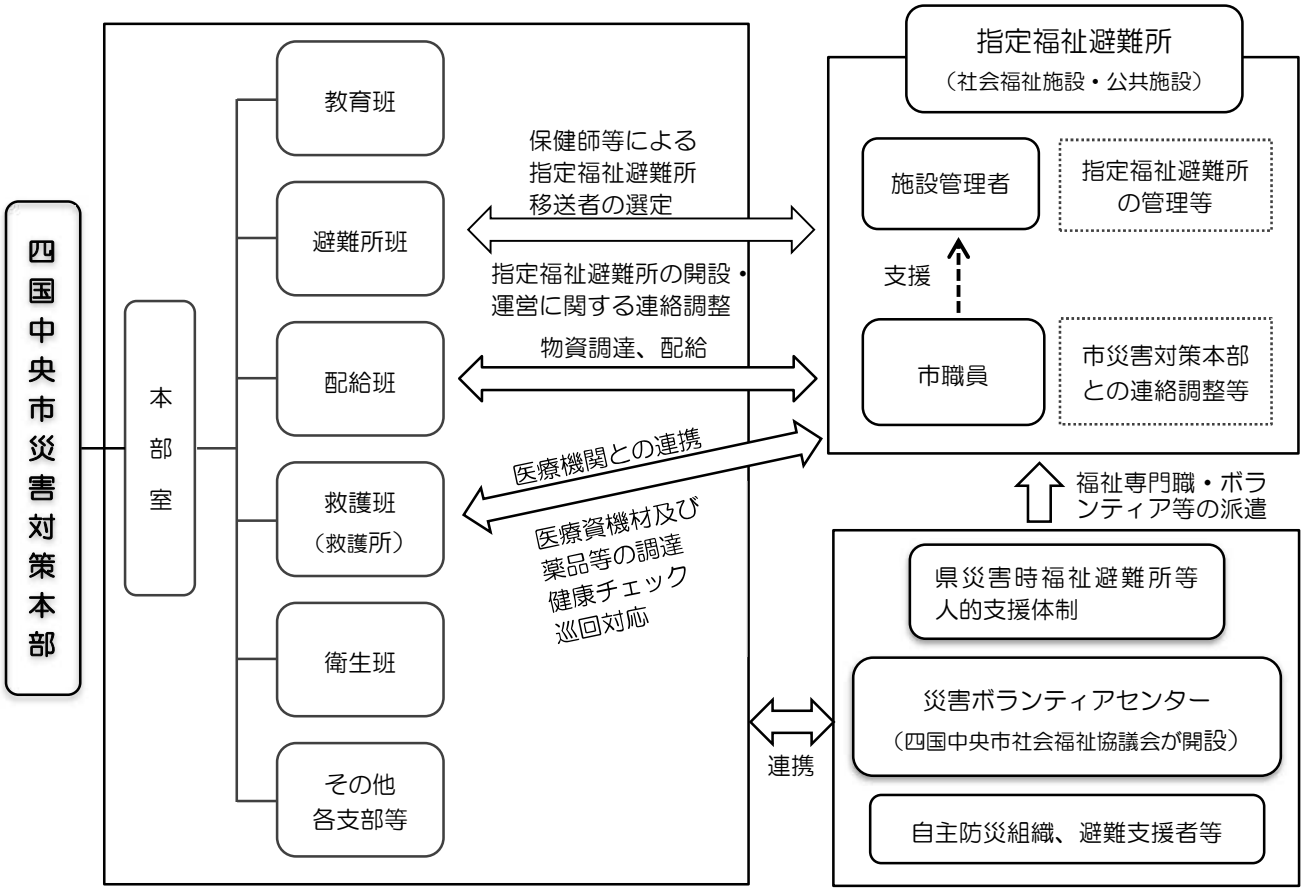

3　指定福祉避難所の運営

（1） 指定福祉避難所の避難者名簿の作成・管理

様式１別紙 要配慮者調書　　様式２ 避難者台帳　　様式３ 避難者名簿

施設は、指定福祉避難所として受け入れを行った要配慮者について、市からの「要配慮者調書（様式１別紙）」及び本人等からの聞き取り調査により、「避難者台帳（様式２）」及び「避難者名簿（様式３）」を作成し、随時、更新します。

- 「避難者名簿（様式３）」は、「避難者台帳（様式２）」を基にして、できる限り早い時期に作成し、市災害対策本部に報告します。
- 避難者名簿の情報は、公表を望まない避難者を除き、他から問い合わせがあった場合には原則公表します。
- 避難者が帰宅等、退所される場合、可能な限り転出先を確認して記録します。

（２） 物資（生活用品等）の提供

様式４ 物資等供給依頼書　様式５ 物資等受払簿

指定福祉避難所の運営に必要な支援物資は、原則必要に応じて市が調達し、指定福祉避難所に配給します。（市備蓄物資や災害協定業者からの流通物資等により支援します。）

避難者への食糧・物資等の提供は、公平性の確保に最大限配慮し、避難者からの個別の要望については、可能な限り対応してください。

- 必要な物資については、その内容及び数量を取りまとめ、「物資等供給依頼書（様式４）」により、市災害対策本部に支援を要請してください。
- 搬送された物資等については、「物資等受払簿（様式５）」に記入し、管理を行います。その際には、必要な物資を的確に把握し、余剰物資が発生しないように注意してください。
- 大規模災害発生時は、交通の寸断や予測のできない市場流通の混乱等により速やかな調達が困難な場合もあります。その場合は、施設が普段から備蓄している食糧品や生活用品を可能な範囲で提供してください。

  （提供する物資の例）食糧、飲料水、寝具、下着、オムツ、介護用品、日用品　等
- 事前の備蓄に限ることなく、普段の取引業者や近隣の店舗等から生活用品等を調達していただいた場合は、所要の実費を市が負担します。

（３） 食事の提供

食事の提供に要した主食、副食及び燃料等の実費は、市に請求することができます。要配慮者の要望（やわらかい食事等）にはできる限り対応してください。

指定福祉避難所における食事の提供は、特別養護老人ホーム等の入所型施設における一般入所者に通常提供される水準のものを求めるものではありません。

（４） 生活情報の提供

指定福祉避難所での生活に必要な情報やルールを、掲示板（貼り紙、ホワイトボード）や館内放送など、要配慮者の特性に配慮した様々な手段を用いて提供してください。

- 市災害対策本部からの情報及びテレビ、ラジオ、新聞、インターネット等から必要な情報を収集・整理し、避難者に提供してください。
- 掲示板で情報提供する際には、いつ時点の情報かわかるよう、「日付」と「時間」を記入してください。
- 不要となった情報も、後日問い合わせ等で必要になる場合もあることから記録・整理して保管してください。

避難者の必要とする情報

- 被害・安否情報
- 余震・気象情報
- 生活物資情報
- ライフラインの復旧情報
- 生活再建情報

（５） 報告書の提出

様式６ 運営状況報告書

毎日、避難者名簿の整理・集計を行い、「運営状況報告書（様式６）」により避難所の状況について市災害対策本部に報告してください。

- 運営状況の他、日毎の受入人数、退所者の氏名等を市災害対策本部に報告してください。
- ＦＡＸ等を使用し、１日に１回、市災害対策本部に報告してください。ただし、特別な事情が発生した場合は、必要に応じて随時報告してください。
  （必ず内容等の控えを残しておいてください。）

４　指定福祉避難所における要配慮者への支援

市は、福祉サービス事業者、保健師、民生児童委員等と連携を図り、指定福祉避難所に避難している要配慮者に対して必要な福祉サービスを提供するよう努めます。

指定福祉避難所内において、市は要配慮者の特性（表 1.1、1.2、1.3）に応じた相談に対応する等の総合相談所を設置するよう努力します。総合相談窓口では、専門職による総合的な福祉、健康相談等を行うよう努めます。

（１） 緊急入所等の実施

市は、指定福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者について、緊急入所、緊急ショートステイ等により適切に対応します。

要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送します。なお、市内で緊急入所等が対応困難になった場合は、県において緊急入所施設の確保・調整等の対応を図るよう要請します。

（２） ボランティアの受け入れ

指定福祉避難所運営状況から判断し、ボランティアの受け入れ人員数や活動内容について、災害対策本部から災害ボランティアセンター等へ要請します。

〔主な活動内容〕

① 要配慮者介護、看護活動の補助
② 清掃及び防疫活動への応援
③ 災害応急対策物資、資機材の輸送及び配分活動への協力
④ 手話・筆談・外国語等の情報伝達への支援協力
⑤ その他、危険を伴わない軽易な作業への協力

５　指定福祉避難所の解消

様式９ 使用終了届

指定福祉避難所の利用が長期化し、避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、避難者及びその家族に十分説明し理解を得てから、市と各施設間で協議・調整を行い避難所の統廃合を図ります。

避難している要配慮者が退所し、指定福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、指定福祉避難所を解消します。

市は、指定福祉避難所を解消したときは、「使用終了届（様式９）」を各施設に届け出ます。

- ライフラインの復旧等、被災地域の復旧の進展に伴いは、本来業務を早急に再開する必要があります。
- 市は、避難者に対し生活再建に関する相談を行うほか、帰宅が困難な方については適切な機関に繋げるなど、避難者の退所について支援し、指定福祉避難所の早期解消に努めます。
- 指定福祉避難所の解消後は、施設は、市に対して指定福祉避難所の設置運営に要した経費の請求手続きを行います。

６　費用の請求

（１）　費用の積算

様式８ 指定福祉避難所の設置運営に要した経費に関する届出書

指定福祉避難所の設置・運営、福祉機器等の供給、人的支援等に要した費用については、市が負担します。

市への費用の請求に当たっては、「指定福祉避難所の設置運営に要した経費に関する届出書（様式８）」と市所定の請求書をあわせて提出します。

- 経費の具体的な算定に当たっては、原則として、災害救助法（法令に基づく通知・通達・事務連絡を含む。）による国庫負担の基準等を勘案することとします。
- 開設期間が長期化する場合は、開設期間中であっても月単位で請求できます。
- 費用の積算根拠となる領収書等の支払伝票関係の証拠書類は、施設にて必ず保管しておいてください。（保存年限は５年とします。）

【 参 考 】 災害救助法の国庫負担基準 （適用期間は、災害発生日から７日以内）

福祉避難所については、避難所の設置にかかる基準額（１日１人当たり 340 円）に、特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができます。

《特別な配慮のために必要な通常の実費とは》

- 要援護者への食事の提供　　１日１人当たり、1,230 円以内

※食事提供のための総経費を延給食日数で除した金額が 1,230 円以内であればよい。（１食は 1/3 日）

- 賃金職員雇上（福祉避難所運営のため新たに介護職員等を雇上した費用）
- 日常生活上の支援のために施設で直接調達した物資等

（紙おむつ、被服、簡易便器等、支援に必要な消耗器材費）

「災害救助法による救助の限度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」

（平成 12 年３月 31 日厚生省告示 144 号）

「災害救助法による救助の実施について」（昭和 40 年５月 11 日厚生省社会局長通知社施 99 号）

第３章　その他

１　個人情報保護の遵守

● 指定福祉避難所の設置運営に当たっては、守秘義務が課せられます。避難者名簿の情報は、公表を望まない避難者を除き、問い合わせがあった場合は、原則として公表しますが、開示の必要が無い個人情報については、他に漏らしてはなりません。これは、指定福祉避難所を解消した後も同様です。

２　防疫対策

● 食中毒や風邪等の感染症が流行しないように、避難者やその家族の協力を得て、手洗い等の励行により、防疫に努めてください。
● 指定福祉避難所の感染症予防のため、マスクや手指消毒液等を備蓄してください。
● 風邪や下痢など、体調を崩している人を早期に把握し、適切に対応してください。

【参考】表 1.1、表 1.2、表 1.3

災害時要援護者対策ガイドライン（抜粋）（日本赤十字社）　平成 18 年３月（一部加筆変更）

表 1.1 要援護者が災害時に陥りやすい支障

支障の要因	具体的な支障
情報支障	・情報を受けたり伝えたりすることが困難である ・情報を理解したり、判断することが不可能だったり、理解するまでに長時間を要する ・通常の緊急情報伝達手段だけでは、一般の人への情報伝達漏れが生じやすく、特に視覚・聴覚障がいのある人への情報伝達漏れが生じ（緊急情報、災害後の生活情報とも）、緊急時の情報入手がむずかしい ・外国語による情報伝達がなされないため、情報伝達漏れが生じたり、避難指示情報等が理解されにくい ・外国人、旅行者・観光客等は、その地域特有の災害の知識が不十分な傾向がある上、避難路や避難場所を知らないことが多い
危険回避行動支障	・瞬発力に欠けるため危険回避が遅れ、倒れた家具などから身を守れない ・風水害時の強風や濁流等に抗することができず、死傷しやすい ・危険回避しようとあわてて行動することで、逆に死傷してしまう
移動行動支障	・体力不足などによる避難の遅れが生じる ・移動が困難なため、被災により日常の移動行動に支障が生じる ・自宅の被害により、自宅内での行動に支障が生じる ・独自の補助具などが入手しにくいことによる移動支障が生じる ・被災した道路の段差、冠水などによる移動の支障が生じる ・バリアフリー建物等が被災することによる移動支障が生じる
生活行動支障	・薬や医療用具・機器がないと生命・生活の維持がむずかしい・自宅や周囲が被災することにより、日常生活に支障が生じる ・避難所がバリアフリー化されておらず、生活行動に支障がある人が必要とする手すりや洋式トイレがないなどの避難所が多い。また、市区町村などの指定福祉避難所の準備・整備が不十分なこともあり、環境の整った施設等が不十分
適応支障	・心理的動揺が激しいこともあり、適切な危険回避行動をとりにくい ・精神的障がいによる不安定な状態が被災により増幅される ・日常生活の変化への適応力が不足しており、回復が遅い ・感染症等への抵抗力が弱く、避難所で病気にかかることが多い 〔一般の人〕 ・避難所の構造、支援体制不足、避難者の不理解などのため、障がいのある人が共同生活をすることがむずかしい ・文化的不理解などから、外国人は避難所での共同生活がむずかしいことがある
構造支障・経済支障	・住宅構造上の問題（非耐震化、家具等の転倒防止策が不十分）により、地震時の死傷者が多い ・広報・相談・カウンセリングが不十分なための救援の遅れが生じる ・経済支障による復旧・復興への支障が生じる

表 1.2 に示すように、個々人のそれぞれの状態に応じて災害時における要援護者のニーズは異なります。

表 1.2 災害時要援護者の特徴およびニーズ（例）

区　分		特徴	災害時のニーズ
高齢者	ひとり暮らし高齢者等	○基本的には自力で行動できるが、地域とのつながりが薄く、緊急事態等の覚知が遅れる場合がある。	○災害時には、迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握等が必要となる。
	（寝たきり）要介護高齢者	○食事、排泄、衣服の着脱、入浴などの日常生活をするうえで他人の介助が必要であり、自力で移動できない。	○災害時には、安否確認、生活状況の確認が必要となる。 ○避難する際は、車椅子、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
	認知症高齢者	○記憶が抜け落ちたり、幻覚が現れたり、徘徊するなど、自分の状況を伝えたり、自分で判断し、行動することが困難なことがある。	○災害時には、安否確認、状況把握、避難誘導等の援助が必要となる。
身体障がい者	視覚障がい者	○視覚による覚知が不可能な場合や、置かれた状況がわからず、瞬時に行動をとることが困難だったり、他の人がとっている応急対策などがわからない場合が多い。	○災害時には、音声による情報伝達や状況説明が必要であり、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要となる。
	聴覚障がい者	○音声による避難・誘導の指示が認識できない。補聴器を使用する人もいるが、コミュニケーション手段としては、手話、筆記等である。	○補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要となる。
	言語障がい者	○自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である。	○災害時には、手話、筆談等によって状況を把握することが必要となる。
	肢体不自由者	○体幹障がいや足が不自由な場合、自力歩行や素早い避難行動が困難なことが多い。	○災害時には、歩行の補助や、車椅子等の補助器具が必要となる。
	内部障がい者	○ほとんどの人が自力歩行でき、一般の人と変わりなく見えることが多いが、補助器具や薬の投与、通院による治療（透析等）が必要である。	○避難所に酸素ボンベが持ち込めないなどの問題がある。 ○継続治療できなくなる傾向がある。 ○透析治療のために集団移動措置をとる際は、ヘリ、車、船などの移動手段の手配が必要となる。

知的障がい者	○緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があり、自分の状況を説明できない人もいる。 ○施設・作業所等に通所している割合が、他の障がい者より高い。	○気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導したり、生活行動を支援するなどが必要となる。 ○通所していた施設・作業所等の復旧を早め、被災前の生活に一刻も早く戻す。
精神障がい者	○多くの人は自分で判断し、行動できる。適切な治療と服薬により、症状をコントロールできる。	○精神的動揺が激しくなる場合があるので、気持ちを落ち着かせ、適切な治療と服薬を継続することで症状をコントロールすることが必要となる。 ○自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要となる。
医療的ケア児	○人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを、日常的に必要とする。	○被災時の安否確認、生活状況の確認が必要であり、医療機関等との迅速な患者情報の共有が必要になる。 ○継続治療、支援のため状況によりヘリ、車、船などの移送手段が必要となり、受け入れには、人工呼吸器等の医療機器が使用できるような設備が必要である。
乳幼児・児童	○年齢が低いほど、養護が必要である。 ○本人のもつ特性ゆえに、環境の変化への対応や集団生活が困難な場合が多い。	○緊急事態時は、避難時に適切な誘導が必要である。 ○被災により、保護者等が児童等を養育することが困難または不可能な場合、施設等への緊急入所等が必要となる。 ○パニックを起こした時のためにクールダウン室を用意したり、言葉だけでなく絵カードを用いた説明をするなど、避難者の特性にあわせた対応が必要となる。
妊産婦	○自力で移動できる人が多いが、素早い避難行動は困難な場合が多い。	○精神的動揺により、状態が急変することもあるので、避難行動のため、場合によっては車椅子等を用意したり、車などの移動手段が必要となる。
外国人	○日本語で情報を受けたり伝達することが十分できない人も多く、特に災害時の用語などが理解できないことが多い。	○日本語で情報を受けたり伝達することが十分できないため、多言語による情報提供が必要となる。母国語による情報提供や相談が求められる。

表 1.3 要援護者に必要なものと技術（例）

要援護者		必要な器具・物資等	必要な技術
共通するもの		水（お湯）	こころのケア
介護を要する人	要介護度の高い高齢者	紙おむつなどの介護用品、衛生用品、毛布、ポータブルトイレ、嚥下しやすく温かい食事、避難用のひも、ロープ、担架等	日常介護（食事、用便、入浴、着替え、投薬等）移動介助、避難介助（車での避難も含む） 感染症対策
	乳幼児のいる家庭	紙おむつ、粉ミルク、ミネラルウォーター、衛生用品など	乳幼児の世話、感染症対策
身体面の支援を要する人	体の不自由な人	杖、歩行器、車いす、バリアフリーの避難所・トイレ、避難用のひも、ロープ、担架等	障がいに応じた日常介護（食事、用便、入浴、着替え等）、トイレ等への移動介助、避難介助（車での避難も含む）
	病弱者や内部障がいなど	日頃服用している薬や使用している装具 ・膀胱または直腸機能に障がいのある人 ：ストマ用装具等 ・喉頭摘出者 ：気管孔エプロン、人工喉頭、携帯用会話補助装置 ・呼吸器機能障がい者 ：酸素ボンベ、かかりつけ医療機関・装具の販売店の連絡先などのメモ	必要とする医療や薬剤等の判断、災害時に代替する医療機関の紹介（人工透析、薬物療法、導尿、洗腸等）、移動手段（搬送）の提供
情報面での支援等を要する人	目の不自由な人	白杖、点字器、ラジオ、携帯電話	音声による情報伝達、歩行介助、避難介助（車での避難も含む）
	耳の不自由な人	補聴器、補聴器用の電池、筆談のためのメモ用紙、筆記用具、救助を求めるための笛やブザー、携帯電話やファックス	手話、筆談、災害後の広報誌（紙）、情報誌（紙）等
	知的障がいのある人	自宅住所や連絡先の書かれた身分証など、携帯電話	災害発生後に落ち着かせること、周囲の理解
	精神的障がいのある人	症状に応じ必要とする薬剤等、自宅住所や連絡先の書かれた身分証など	災害発生後に落ち着かせるなど適切な処置、医療、周囲の理解
	外国人	災害や緊急時の専門用語の対訳されたカード、多言語辞書等	災害や緊急時の専門用語も含めた通訳・翻訳